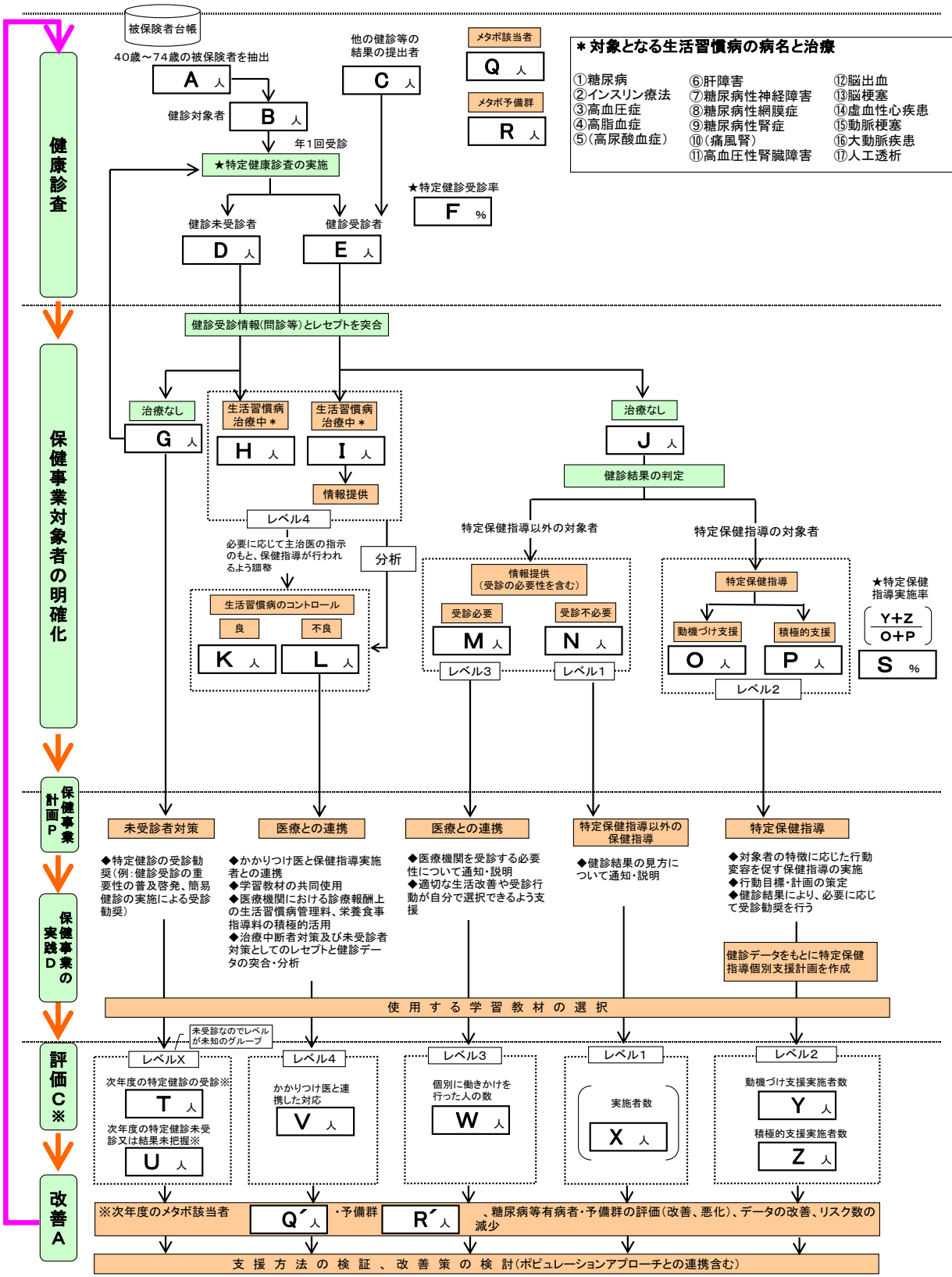


図5 糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導フロー図
 糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導
 健診から保健指導実施へのフローチャート



※次年度の健診結果で評価を行うものもある。

図6 徳島県国保連合会作成のフロー図、
前ページの図5の元になった図です。なぜ、違うかを考えてください。

特定健康診査・特定保健指導の目標値を達成するために(保健師用)
健診から保健指導実施へのフローチャート

平成19年2月19日第5回標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会資料
平成19年2月28日第5回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会資料

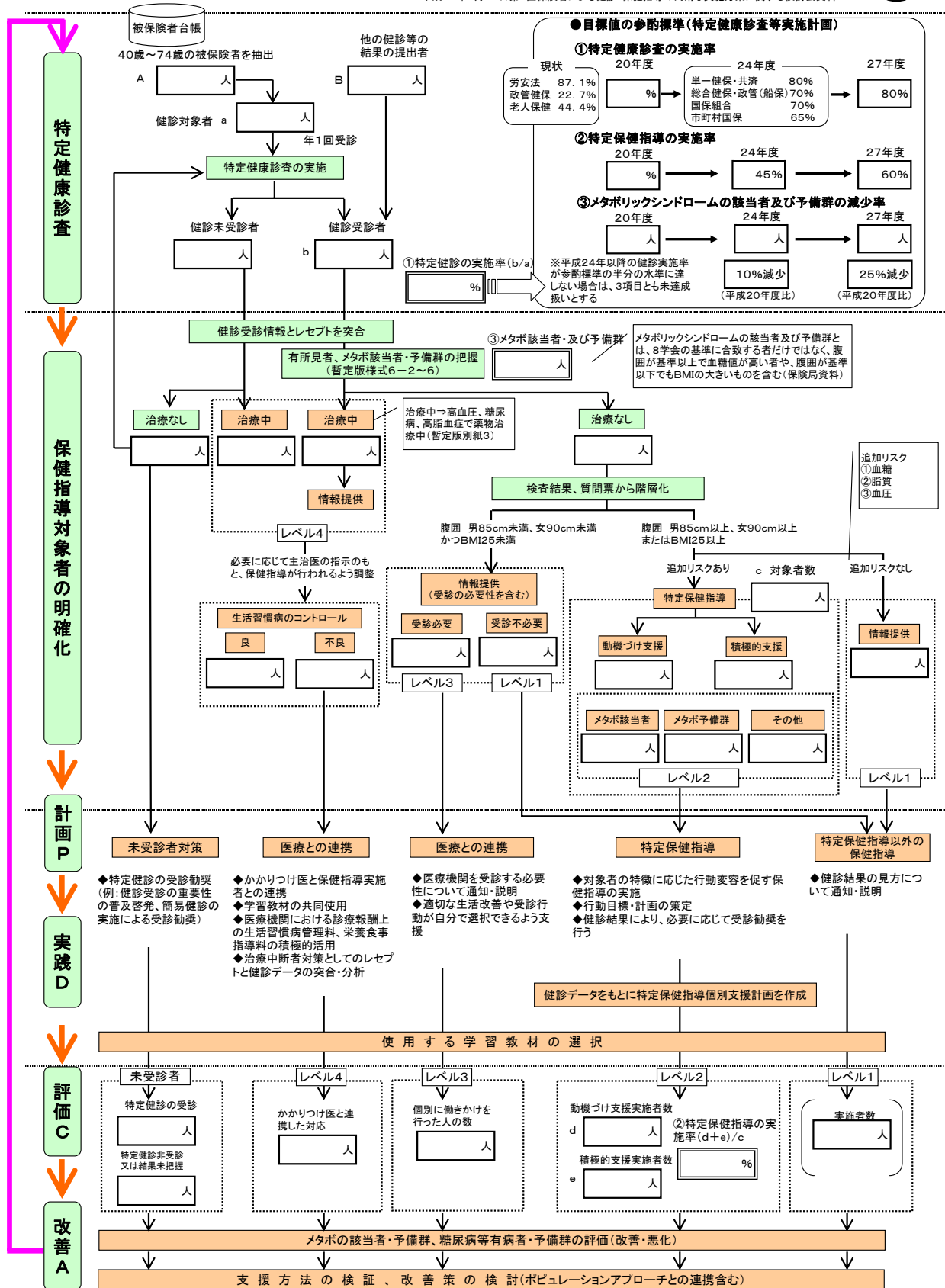


表1 (図6)における保健指導の優先順位と支援方法(徳島県国保連合会)

○優先とした理由、支援方法

優先順位	保健指導レベル	理由	支援方法	求められる能力・資質
1	③レベル2	特定健診・保健指導の評価指標、医療費適正化計画の目標達成に寄与するグループである	<ul style="list-style-type: none"> ◆代謝のメカニズムと健診データが結びつくよう支援を行う ◆生活改善への動機付けを効果的に行うため、2次検査を実施する(75g糖負荷検査、微量アルブミン尿、頸動脈エコー) ◆ハイリスクアプローチ用の学習教材の開発 	必要な検査の説明、学習教材の使い方がマスターできれば若手の保健師でも大丈夫
2	②レベル3	病気の発症予防・重症化予防の視点で医療費適正化に寄与できると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な再検査、精密検査について説明 ◆運命の分かれ道にいることを理解し、適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援 ◆ハイリスクアプローチ用の学習教材の開発 	体のメカニズム+疾患の理解
3	未受診者対策	特定保健指導の実施率には寄与しないが、特定健診受診率向上、ハイリスク予備群の把握、早期介入により、医療費適正化に寄与できると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健診の受診勧奨 ◆簡易健診の実施(腹囲、血圧、HbA1c) ◆ポピュレーションアプローチ用学習教材の開発 	1、2の資質の上に健診を受けてみようと思わせる能力
4	①レベル1	特定健診受診率向上を図るため、健診受診・自己管理に向けた継続的な支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> ◆健診の意義や各健診項目の見方について説明 ◆ポピュレーションアプローチ用の学習教材の開発 	学習教材をすなおに使える性格
5	④レベル4	すでに病気を発症していても、重症化予防の視点で、医療費適正化に寄与できると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医と保健指導実施者での治療計画の共有化 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析 	生活習慣病に関する各学会のガイドラインを熟読

第5章 健診データ・レセプトデータを活用した評価(平成20年度～23年度)

1. 必ず行うべき分析と評価

1) 健診実施率

毎年の特定健診受診率又は結果把握率

算定式 分子 (1) + (2) - (3) の合計

(1) 当該年度中に実施した特定健診の受診者数

(2) 他者が実施した健診で特定健診に相当するデータを全て把握した数

(3) 年度途中で転入又は転出の異動をした者の数

注) (2) の「他者」には、以前に加入していた保険者のデータは含まない

分母 (1) - (2) の合計

(1) 当該年度末における、40～74歳の被保険者数及び被扶養者数

(2) 年度途中で転入又は転出の異動をした者の数

2) 保健指導実施率

毎年の特定保健指導実施率又は結果把握率

算定式 分子 (1) + (2) の合計

(1) 当該年度の動機付け支援利用者数

(2) 当該年度の積極的支援利用者数

分母 (1) + (2) の合計

(1) 当該年度の健診受診者・データ把握者のうち階層化により動機付け支援の対象となった者の数

(2) 当該年度の健診受診者・データ把握者のうち階層化により積極的支援の対象となった者の数

注) ・積極的支援の者に対して動機付け支援を行っても利用者数に含めない
・年度末に積極的支援を開始したため、年度を超えてしまった場合は、年度内に未完了であっても、初回利用時の年度でカウントする。

3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率

前年度の健診結果における該当者数と今年度の該当者数 及び減少率

前年度の健診結果における予備群者数と今年度の予備群者数 及び減少率

注) 最終的には、基準となる平成20年度の健診データの結果から減少率を算定することになる